

豚コレラに関する吉川農林水産大臣への緊急要請活動（8月1日）以降の動きについて

【8月7日 環境生活農林水産常任委員会 報告内容】

○経口ワクチン散布の概要

- ・ 散布対象地域：桑名市、いなべ市の養老山地・鈴鹿山脈の山麓及びその周辺地域
菰野町の鈴鹿山脈の山麓及びその周辺地域
- ・ 散布箇所数：100か所
- ・ 散布実施時期等：①先行実施 日程：7月5日（いなべ市の監視対象農場周辺5か所）
②本格実施 日程：7月16日～7月20日
- ・ 散布後の対応：散布実施の5日後にワクチンの回収を行い、摂取状況を確認
- ・ 7月29日（桑名市、菰野町、いなべ市は30日）から、経口ワクチンの有効性を把握するサーベイランスのための野生いのししの調査捕獲を開始
- ・ 散布地域の拡大：野生いのししの南下が懸念されることから、8月の散布時には、四日市市、鈴鹿市及び亀山市の鈴鹿山脈山麓に拡大

○豚コレラ感染拡大防止対策等の強化【8月8日知事定例会見で下線部は改めて報道提供】

（1）養豚農場における感染拡大防止対策

○家畜伝染病予防法に基づくまん延防止のための消毒命令【7月24日 告示第183号】

- ・ 8月2日から消石灰を県内養豚農場（57農場）及び小規模20施設に順次配布

○飼養衛生管理基準の遵守徹底

【7月25日、27日に電話で全養豚農家へ要請、8月5日から巡回面談】

○小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化

- ・ 農場における防護柵等の点検及び設置の強化に向けた支援（国1/2、県1/2）

（2）経営支援対策

○畜産業者向けの経営相談窓口をJA、公庫、県に設置【7月25日】

○農林漁業セーフティネット資金利子助成の対象に豚コレラを追加し開設【7月25日】

- ・ 基準金利0.08%に対し県が1/2補給

○豚コレラ緊急対策資金（つなぎ融資）への利子補給、保証料の無償化【8月13日】

- ・ 利率1%に対し県が10/10補給、保証料0.47%に対し県が10/10補給

○家畜疾病経営維持資金（国制度資金）の無利子化

- ・ 利率0.75%に対し県が10/10補給

○発生農家における防疫対策の強化

- ・ 発生農家の営農再開に向けた防疫対策の強化に対する助成（国1/2、県1/2）

（3）風評被害対策

- 食の相談窓口の設置【7月23日】
- 各市町への「豚コレラに関する正しい知識の普及・啓発」依頼【7月25日】
- 風評被害発見時の通報依頼、県関係部署への通知【7月25日】
- 風評被害防止のための啓発物品の配布等【8月5日配布開始】

【8月8日報道発表】

○豚コレラ対策チームを農林水産部内に設置

- (1) 組織構成 農林水産部 豚コレラ対策チーム
- | | |
|----------------------|-----|
| 参事（次長級）（新設） | 1名 |
| 企画調整グループ（新設） | 3名 |
| 豚コレラ対策グループ（新設） | 3名 |
| 野生いのししグループ（新設） | 4名 |
| ※新設グループの10名に兼務発令 | |
| 畜産課（現行） | 11名 |
| ※新設グループに兼務発令される2名を除く | |
| 家畜防疫対策監（現行） | 1名 |
- (2) 目的 豚コレラの感染拡大防止にかかる取組をさらに進めていくとともに、養豚農家に対する経営支援対策や風評被害対策などを含めた総合的な対策の立案等を行う。

【8月13日報道発表】

○豚コレラ対策に関する欧州（ドイツ、リトアニア）現地調査の実施

豚コレラ対策として、特に、農場のバイオセキュリティの確保、経口ワクチン散布、捕獲等による野生イノシシ対策等の先進地である欧州の状況を調査し、本県の豚コレラ施策に活用するため、欧州現地調査を実施。

- (1) 日程 令和元年8月18日（日）～24日（土）
- (2) メンバー
- | | | |
|--------|-------|----------------------------|
| （有識者） | 浅井 鉄夫 | 岐阜大学大学院 連合獣医学研究科長 教授 |
| | 迫田 義博 | 北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授 |
| | 平田 滋樹 | 農業・食品産業技術総合研究機構 上級研究員 |
| （県関係者） | 岐阜県 | 関係者 5名 |
| | 三重県 | 平塚 恵子 紀州家畜保健衛生所 副所長兼防疫衛生課長 |

【8月15日報道発表】

○狩猟期間において県内の一部区域を指定猟法禁止区域に指定

三重県内において、野生イノシシへの豚コレラの感染が確認されていることを踏まえ、感染拡大を防止するため、県内の一部区域を銃猟及びわな猟について指定猟法禁止区域に指定し、本年度の狩猟期間における狩猟を制限。

- (1) 区域の名称：県北部指定猟法禁止区域
 - (2) 禁止する猟法の種類：銃器又はわなを使用する猟法
 - (3) 指定区域：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市及び三重郡菰野町
 - (4) 存続期間：令和元年11月1日から令和2年3月15日まで
- (参考) 指定猟法禁止区域とは、指定した猟法を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域を定めたもの。